【通し番号1】

新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業

31年度概算要求：16億円
（30年度予算額：16億円）

がん検診受診率向上に効果の大きい個別の受診勧奨・再勧奨を実施するとともに、子宮頸がん検診・乳がん検診の初年度対象者にクーポン券を配布する。また、精密検査未受診者に対する受診再勧奨にも取り組む。

事業の概要

１．個別の受診勧奨・再勧奨

子宮頸がん、乳がん、胃がん、肺がん、大腸がん検診について、郵送や電話などによる個別の受診勧奨・再勧奨を行う（注）とともに、かかりつけ医を通じた個別の受診勧奨・再勧奨にも取り組む。

注）個別受診勧奨・再勧奨の対象
- 子宮頸がん検診：20～69歳の女性
- 乳がん検診：40～69歳の女性
- 胃がん検診：50～69歳の男女（胃部エックス線検査は40歳以上も可）
- 肺がん検診：40～69歳の男女
- 大腸がん検診：40～69歳の男女

２．子宮頸がん検診・乳がん検診のクーポン券などの配布

子宮頸がん検診・乳がん検診の初年度の受診対象者（子宮頸がん検診：20歳、乳がん検診：40歳）に対して、クーポン券と検診手帳を配付する。

３．精密検査未受診者に対する受診再勧奨

子宮頸がん、乳がん、胃がん、肺がん、大腸がん検診の精密検査未受診者に対して、郵送や電話などによる個別の受診再勧奨を行う。

実施主体：市区町村　　補助率：1/2

⇩

がんの早期発見・がんによる死亡者の減少

（受診勧奨の効果の事例）

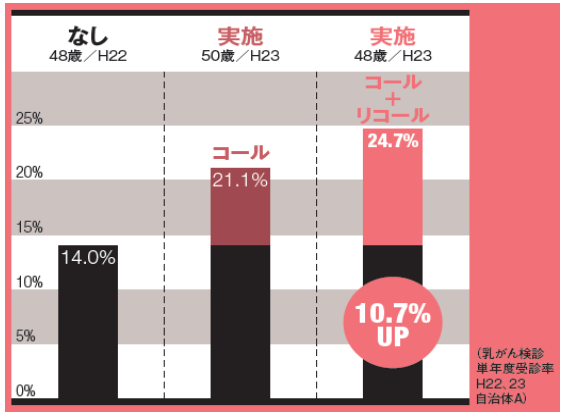

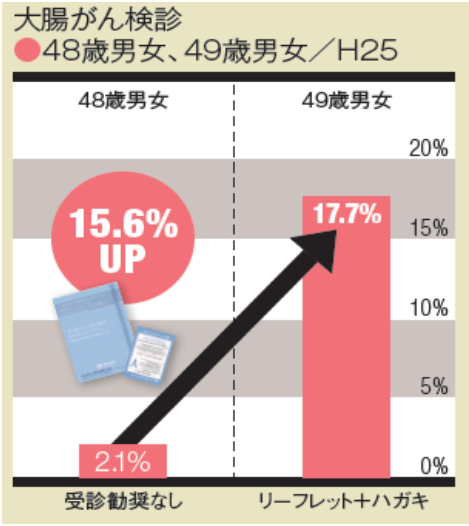

※がん検診受診率向上施策ハンドブック（厚生労働省）より

【通し番号2】がん対策推進企業等連携事業

31年度概算要求：78百万円
（30年度予算額：78百万円）

第3期がん対策推進基本計画(H30.3閣議決定)における目標

国民が、がん予防や早期発見の重要性を認識し、自分や身近な人ががんに罹患しても、それを正しく理解し合うことができるよう、国は、がんに関する知識の普及啓発を更に進める　等

○ 事 務 局：業務委託（http://www.gankenshin50.mhlw.go.jp）

○ 推進パートナー企業：2，584社・団体（平成30年3月末現在）

○ 事業内容

- 企業、団体へのパートナー参画への呼びかけ
- コンテンツ作成、Web運営などによる情報発信
- 事業者向け説明会等による意識啓発
- 職域等のがん検診受診促進に関する現状及び課題の把握
- 就労支援に関する現状及び課題の把握
- シンポジウム開催による推進パートナーとの認識共有　等

○パートナー企業が取り組むべき内容

社内における普及啓発活動	社内における活動・情報発信	事業的な価値・社会的な価値の創出
■ 従業員への呼びかけ、がん検診やがん対策に対する意識を啓発する活動 ■ ポスターの掲示、小冊子、ニュースレター、事例集の配付	■ 社内における勉強会の開催 ■ 社内報やホームページでがん検診やがん対策に関する情報の提示 ■ 職域におけるがん検診実施状況やがん患者・経験者の就労状況の把握と報告	■ がん検診やがん対策の大切さを広く啓発 ■ 顧客へのがん検診、がん対策についての主体的な情報の提供

「健康経営銘柄」の選定

- 平成27年3月、初代となる**「健康経営銘柄」を選定**以後、主要な新聞社やテレビ放送において「健康経営」を取り上げる機会が大幅に増加。
- 平成30年2月には、第4回となる**「健康経営銘柄2018」として26社を選定**。選定に用いる**健康経営度調査**には、**過去最高の1,239社(法人)からの回答**があり、社会からの関心の高まりが見受けられる。

2018 健康経営銘柄 Health and Productivity

<「健康経営銘柄2018」発表会の様子>

<健康経営銘柄 2018選定企業一覧> ※業種は東京証券取引所の業種区分

業種名※	選定企業名
建設業	住友林業
サービス業	ベネフィット・ワン
小売業	丸井グループ
食料品	味の素
繊維製品	ワコールホールディングス
化学	花王
医薬品	塩野義製薬
精密機器	テルモ
ゴム製品	バンドー化学
ガラス・土石製品	TOTO
鉄鋼	ジェイエフイーホールディングス
金属製品	リンナイ
非鉄金属	フジクラ
機械	ダイフク
電気機器	コニカミノルタ
輸送用機器	デンソー
その他製品	凸版印刷
卸売業	キャノンマーケティングジャパン
証券・商品先物取引業	大和証券グループ本社
保険業	東京海上ホールディングス
不動産業	フジ住宅
陸運業	東京急行電鉄
空運業	ANAホールディングス
銀行業	みずほフィナンシャルグループ
その他金融業	リコーリース
情報・通信業	ＳＣＳＫ

健康経営による女性の健康課題への対応

経済産業省 Ministry of Economy, Trade and Industry

- 健康経営の質をさらに高めるためには、今後は女性の健康についても重要視。
- 健康に対する取り組みは過去メタボ対策が中心であったが、日本の全従業員数のうち約４４％（2016年）をしめる女性の健康に対する取り組みを増やすことで、企業の更なる活性化につながるのではないか。
- 例えば、**女性特有の月経随伴症状などによる労働損失は4,911億円と試算**されている。**健康経営を通じて女性の健康課題に対応し、女性が働きやすい社会環境の整備を進めることが、生産性向上や企業業績向上に結びつく**と考えられる。

月経随伴症状による１年間の社会経済的負担

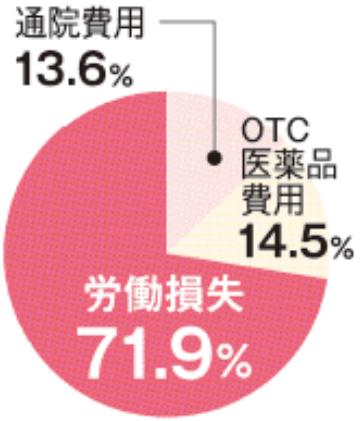

内　訳	推計額
通院費用	930億円
OTC医薬品費用	987億円
労働損失	4,911億円
総　計	6,828億円

OTC 医薬品：一般用医薬品

Tanaka E, Momoeda M, Osuga Y et al. J Med Econ 2013; 16(11): 1255-1266に基づき作成。

職場における女性の健康に関する現在の課題

女性が比較的多い職種における課題
例）接客業・立ち仕事・コールセンターなどの職種におけるメンタルヘルスや喫煙率の増加など

月経における課題
例）プレゼンティーイズムの損失やリテラシー不足など

女性特有の疾病における課題
例）仕事との両立や婦人科検診の有無など

妊娠・出産における課題
例）キャリアチャンスの喪失など

更年期障害における課題
例）仕事や介護との両立や職場におけるチャンスの喪失など

可能性のある改善・効果

- アブセンティーイズムの改善
- プレゼンティーイズムの改善
- 長期的な人材活用
- エンゲージメントの向上

健康経営銘柄選定における女性の健康の重点化

- 平成29年度健康経営度調査における「女性の健康保持・増進に特化した施策」に関する設問への回答結果は以下のとおり。回答企業のうち、8割以上の企業が妊娠中の従業員に対する配慮の明文化など、取組を行っている。
- 一方で、昨年度実施した「働く女性の健康推進に関する実態調査」においては、女性の健康に関するリテラシーの向上や女性特有の健康課題に対応する相談窓口の必要性についての示唆が得られているため、平成30年度健康経営銘柄の選定基準において「女性の健康保持・増進に向けた取り組み」を追加するとともに、「女性特有の健康課題に関する教育機会の設定」に係る設問を追加。

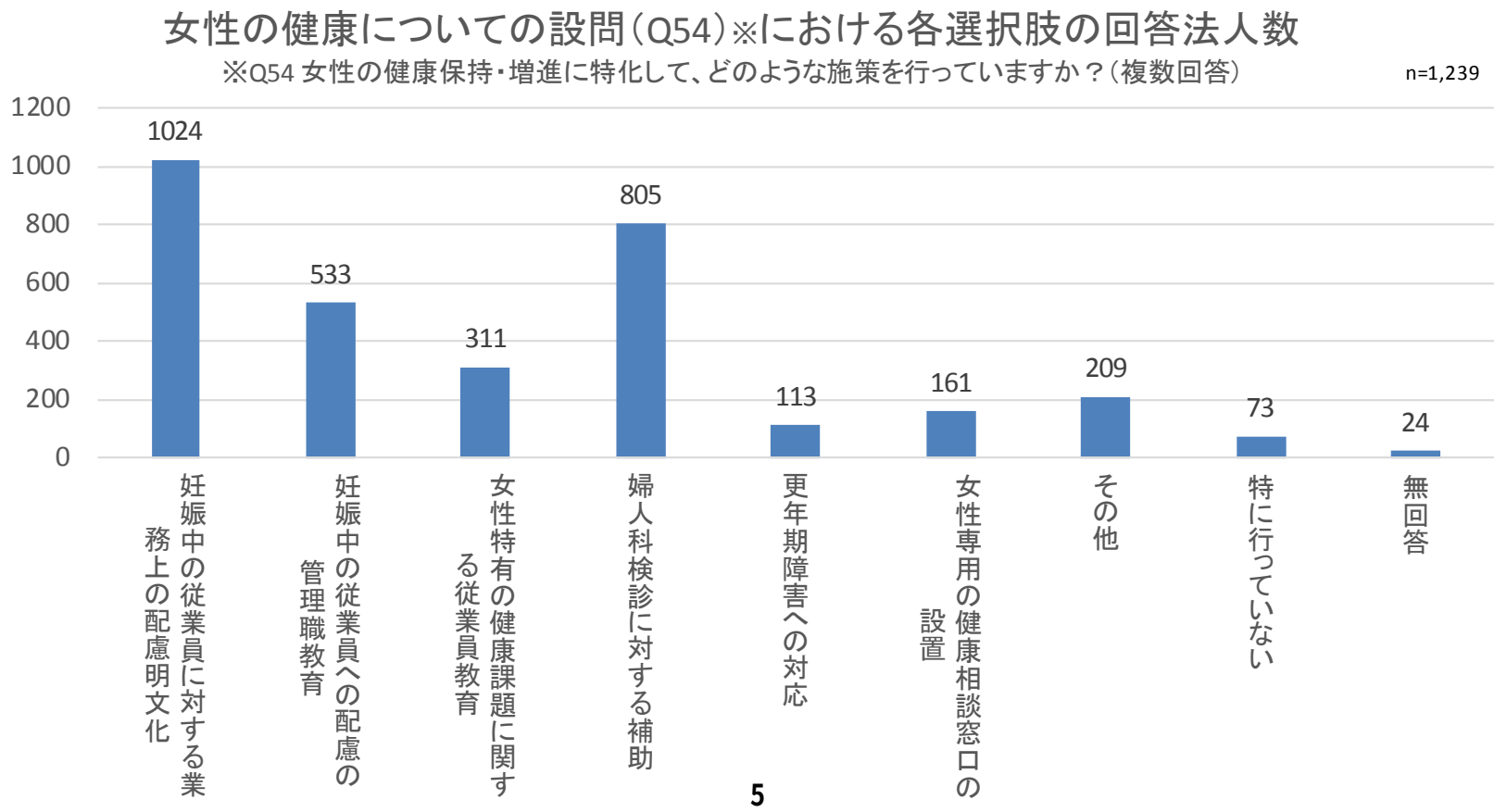

健康経営銘柄2019選定基準

大項目	中項目	小項目	評価項目	認定要件
1．経営理念(経営者の自覚)			健康宣言の社内外への発信（アニュアルレポートや統合報告書等での発信）	必須
2．組織体制		経営層の体制	健康づくり責任者が役員以上	必須
		保険者との連携	健保等保険者と連携	
3．制度・施策実行	従業員の健康課題の把握と必要な対策の検討	健康課題の把握	①定期健診受診率（実質100%）	左記①～⑮のうち12項目以上
			②受診勧奨の取り組み	
			③50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施	
		対策の検討	④健康増進・過重労働防止に向けた具体的目標(計画)の設定	
	健康経営の実践に向けた基礎的な土台づくりとワークエンゲイジメント	ヘルスリテラシーの向上	⑤管理職又は従業員に対する教育機会の設定 ※「従業員の健康保持・増進やメンタルヘルスに関する教育」については参加率（実施率）を測っていること	
		ワークライフバランスの推進	⑥適切な働き方実現に向けた取り組み	
		職場の活性化	⑦コミュニケーションの促進に向けた取り組み	
		病気の治療と仕事の両立支援	⑧病気の治療と仕事の両立の促進に向けた取り組み(⑮以外)	
	従業員の心と身体の健康づくりに向けた具体的対策	保健指導	⑨保健指導の実施及び特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み ※「生活習慣病予備群者への特定保健指導以外の保健指導」については参加率（実施率）を測っていること	
		健康増進・生活習慣病予防対策	⑩食生活の改善に向けた取り組み	
			⑪運動機会の増進に向けた取り組み	
			⑫女性の健康保持・増進に向けた取り組み	
		感染症予防対策	⑬従業員の感染症予防に向けた取り組み	
		過重労働対策	⑭長時間労働者への対応に関する取り組み	
		メンタルヘルス対策	⑮メンタルヘルス不調者への対応に関する取り組み	
		受動喫煙対策	受動喫煙対策に関する取り組み	必須
	取組の質の確保	専門資格者の関与	産業医又は保健師が健康保持・増進の立案・検討に関与	
4．評価・改善		取組の効果検証	健康保持・増進を目的とした導入施策への効果検証を実施	必須
5．法令遵守・リスクマネジメント			定期健診を実施していること(自主申告)	必須
			健保等保険者による特定健康診査・特定保健指導の実施（自主申告）	
			50人以上の事業場におけるストレスチェックを実施していること(自主申告)	
			従業員の健康管理に関連する法令について重大な違反をしていないこと(自主申告)	

【通し番号4】

健康増進総合支援システムについて

○本事業目的の認識

特定健診・特定保健指導制度の実施に伴う国民の生活習慣改善に向けた取り組みとして、「科学的知見にもとづく正しい情報提供を通して、広く国民の生活習慣改善や病気予防を推進する」こと。そして、中長期的には、医療費の伸びの適正化を図ることが、本事業の目的であると認識しています。

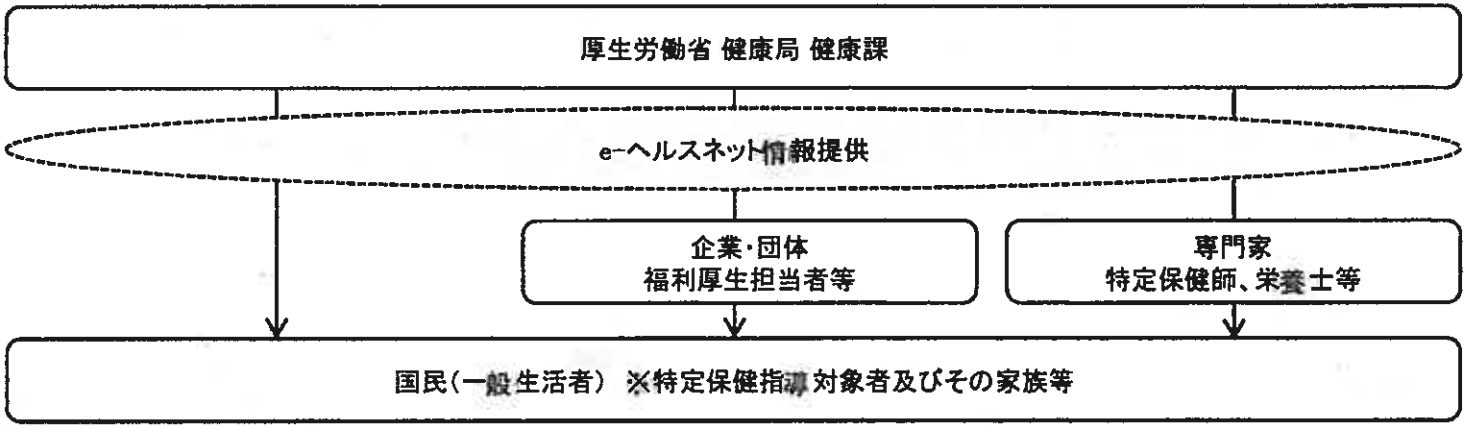

モバイルを含むインターネットの普及により、誰もが世界中の情報を自由に取得し、また自ら発信できる時代となりましたが、一方では情報の氾濫によって何が信頼できる正しい情報なのかが判別困難な状況となっています。こうした中で、政府が「健康」に関して科学的根拠にもとづく正しい情報を発信することには大きな意味があり、国民の利益に適うものであると考えられます。

別の考え方として、情報提供は民間でも行えるという意見もある訳ですが、市場原理は利潤の追求に走りがちであり、企業の発信情報には様々なバイアスがかかることも想定されるため、持続的に信頼性を担保することは困難であるといえます。(※たばこに関連した健康情報などで、特に顕著)

女性の健康の包括的支援における研究事業について

【通し番号5】（平成31年度要求額 261,416千円）

女性の健康の包括的支援に関する課題

○ 女性の健康についてはその心身の状態が人生の各段階に応じて大きく変化するという特性に着目した対策
○ 女性の就業等の増加、婚姻をめぐる変化、平均寿命の伸長等に伴う女性の健康に関わる問題の変化に応じた対策
○ 女性の健康に関する調査研究を推進し、その成果の普及・活用を図ること　　等

平成２７年度に新設の研究事業

女性の健康の包括的支援政策研究事業

女性の健康の包括的支援に関する制度設計、政策の立案・実行等に資する研究

連携

女性の健康の包括的支援実用化研究事業

女性の健康に関する問題をサポートするための技術の開発、実用化に関する研究

今後の方向性

女性ホルモンの状況がライフステージごとに劇的に変化するという特性を踏まえた取組や、社会的な側面を含めた生涯にわたる支援を推進し、女性の健康施策を総合的にサポートするため、我が国における実態を正確に把握した上で、女性の健康を生涯にわたり包括的に支援するための研究について取り組む。

【通し番号6・7】

女性健康支援センター事業

○事業の目的

思春期から更年期に至る女性を対象とし、各ライフステージに応じた身体的・精神的な悩みに関する相談指導や、相談指導を行う相談員の研修を実施し、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図ることを目的とする。

○ 対象者

思春期、妊娠、出産、更年期等の各ライフステージに応じた相談を希望する者
（不妊相談、望まない妊娠、メンタルヘルスケア、性感染症の対応を含む）

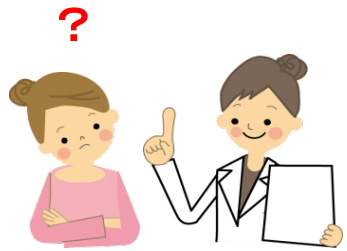

○ 事業内容

（1）身体的、精神的な悩みを有する女性に対する相談指導
（2）相談指導を行う相談員の研修養成
（3）相談体制の向上に関する検討会の設置
（4）妊娠に悩む者に対する専任相談員の配置
（5）（特に妊娠に悩む者）が、女性健康支援センターの所在等を容易に把握することができるよう、その所在地及び連絡先を記載したリーフレット等を作成し、対象者が訪れやすい店舗等で配布する等広報活動を積極的に実施

○ 実施担当者 ・・・ 医師、保健師又は助産師等

○ 実施場所（実施主体：都道府県・指定都市・中核市）

全国70ヵ所（平成29年7月1日時点） ※自治体単独11か所

47都道府県、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、福岡市、盛岡市、八戸市、川越市、八王子市、奈良市、久留米市、宮崎市、北九州市

○ 予算額等 平成31年度概算要求 88百万円（補助率 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2）

○ 相談実績 平成28年度：53，129件（内訳：電話31，731件、面接16，052件、メール4，039件、その他1，307件）

○ 相談内容 ・女性の心身に関する相談（28，107件） ・不妊に関する相談（11，462件） ・思春期の健康相談（8，774件）
・妊娠・避妊に関する相談（9，525件） ・メンタルケア（11，859件） ・婦人科疾患・更年期障害（619件） ・性感染症等（819件）

【通し番号8】

不妊専門相談センター事業

○ 事業の目的

不妊や不育症の課題に対応するための適切な体制を構築することにより、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図ることを目的とする。

○ 対象者 ・・・ 不妊や不育症について悩む夫婦等

○ 事業内容

（1）夫婦の健康状況に的確に応じた不妊に関する相談指導
（2）不妊治療と仕事の両立に関する相談対応
（3）不妊治療に関する情報提供
（4）不妊相談を行う専門相談員の研修

○ 実施担当者 ・・・ 不妊治療に関する専門的知識を有する医師、その他社会福祉、心理に関して知識を有する者等

○ 実施場所（実施主体：都道府県・指定都市・中核市）

全国66か所（平成29年7月1日時点） ※自治体単独（3か所）含む

主に大学・大学病院・公立病院22か所、保健所19か所において実施。

「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）不妊専門相談センターを平成 31 年度（2019 年度）までに全都道府県・指定都市・中核市に配置

○ 予算額等

平成31年度概算要求 108百万円（補助率 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2）

○ 相談実績

平成28年度：22，347件（内訳：電話11,661件、面接7,673件、メール1,132件、その他1,881件）

（電話相談） 医師 14%、助産師 45%、保健師 25%、その他（心理職など）15%
（面接相談） 医師 40%、助産師 27%、保健師 14%、その他（心理職など）19%
（メール相談）医師 23%、助産師 37%、保健師 28%、その他（心理職など）12%
（相談内容）・費用や助成制度に関すること（9，720件） ・不妊症の検査・治療（5，491件） ・不妊の原因（1，228件）
・不妊治療を実施している医療機関の情報（1，401件） ・家族に関すること（1，267件） ・不育症に関すること（535件）
・主治医や医療機関に対する不満（626件） ・世間の偏見や無理解による不満（440件）

【通し番号9】

不妊に悩む方への特定治療支援事業について

１．事業の概要

○	要旨	不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる、配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成
○	対象治療法	体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）
○	対象者	特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断された法律上の婚姻をしている夫婦（治療期間の初日における妻の年齢が４３歳未満である夫婦）
○	給付の内容	①１回１５万円（初回の治療に限り３０万円まで助成） ※凍結胚移植（採卵を伴わないもの）及び採卵したが卵が得られない等のため中止したものついては、１回７．５万円 通算回数は、初めて助成を受けた際の治療期間初日における妻の年齢が、４０歳未満であるときは通算６回まで、４０歳以上４３歳未満であるときは通算３回まで助成 ②男性不妊治療を行った場合は１５万円（平成３１年度要求では、初回治療に限り３０万円に増額する費用を計上） ※精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術
○	所得制限	７３０万円（夫婦合算の所得ベース）
○	指定医療機関	事業実施主体において医療機関を指定
○	実施主体	都道府県、指定都市、中核市
○	補助率	１／２（負担割合：国１／２、都道府県・指定都市・中核市１／２）
○	予算額	平成３１年度概算要求１６５億円（平成３０年度予算１６３億円）

２．沿　革

平成１６年度創設	１年度あたり給付額10万円、通算助成期間２年間として制度開始
平成１８年度	通算助成期間を２年間→５年間に延長
平成１９年度	給付額を１年度あたり１回10万円・２回に拡充、所得制限を650万円→730万円に引き上げ
平成２１年度補正	給付額１回10万円→15万円に拡充
平成２３年度	１年度目を年２回→３回に拡充、通算10回まで助成
平成２５年度	凍結胚移植(採卵を伴わないもの)等の給付額を見直し（15万円→7.5万円）
平成２５年度補正	安心こども基金により実施
平成２６年度	妻の年齢が40歳未満の新規助成対象者の場合は、通算６回まで助成 （年間助成回数・通算助成期間の制限廃止）※平成25年度の有識者検討会の報告書における医学的知見等を踏まえた見直し（完全施行は平成28年度）
平成２７年度	安心こども基金による実施を廃止し、当初予算に計上
平成２７年度補正	初回治療の助成額を15万→30万円に拡充 男性不妊治療を行った場合、15万円を助成
平成２８年度	妻の年齢が43歳以上の場合、助成対象外。妻の年齢が40歳未満の場合は通算６回まで、40歳以上43歳未満の場合は通算３回まで助成（年間助成回数・通算助成期間の制限廃止）

３．支給実績

平成１６年度	１７，６５７件
平成１７年度	２５，９８７件
平成１８年度	３１，０４８件
平成１９年度	６０，５３６件
平成２０年度	７２，０２９件
平成２１年度	８４，３９５件
平成２２年度	９６，４５８件
平成２３年度	１１２，６４２件
平成２４年度	１３４，９４３件
平成２５年度	１４８，６５９件
平成２６年度	１５２，３２０件
平成２７年度	１６０，７３３件
平成２８年度	１４１，８９０件

「健康経営銘柄」の選定

- 平成27年3月、初代となる**「健康経営銘柄」を選定**以後、主要な新聞社やテレビ放送において「健康経営」を取り上げる機会が大幅に増加。
- 平成30年2月には、第4回となる**「健康経営銘柄2018」として26社を選定**。選定に用いる**健康経営度調査**には、**過去最高の1,239社(法人)からの回答**があり、社会からの関心の高まりが見受けられる。

2018 健康経営銘柄 Health and Productivity

<「健康経営銘柄2018」発表会の様子>

<健康経営銘柄 2018選定企業一覧> ※業種は東京証券取引所の業種区分

業種名※	選定企業名
建設業	住友林業
サービス業	ベネフィット・ワン
小売業	丸井グループ
食料品	味の素
繊維製品	ワコールホールディングス
化学	花王
医薬品	塩野義製薬
精密機器	テルモ
ゴム製品	バンドー化学
ガラス・土石製品	TOTO
鉄鋼	ジェイエフイーホールディングス
金属製品	リンナイ
非鉄金属	フジクラ
機械	ダイフク
電気機器	コニカミノルタ
輸送用機器	デンソー
その他製品	凸版印刷
卸売業	キャノンマーケティングジャパン
証券・商品先物取引業	大和証券グループ本社
保険業	東京海上ホールディングス
不動産業	フジ住宅
陸運業	東京急行電鉄
空運業	ANAホールディングス
銀行業	みずほフィナンシャルグループ
その他金融業	リコーリース
情報・通信業	ＳＣＳＫ

健康経営による女性の健康課題への対応

経済産業省 Ministry of Economy, Trade and Industry

- 健康経営の質をさらに高めるためには、今後は女性の健康についても重要視。
- 健康に対する取り組みは過去メタボ対策が中心であったが、日本の全従業員数のうち約４４％（2016年）をしめる女性の健康に対する取り組みを増やすことで、企業の更なる活性化につながるのではないか。
- 例えば、**女性特有の月経随伴症状などによる労働損失は4,911億円と試算**されている。**健康経営を通じて女性の健康課題に対応し、女性が働きやすい社会環境の整備を進めることが、生産性向上や企業業績向上に結びつく**と考えられる。

月経随伴症状による１年間の社会経済的負担

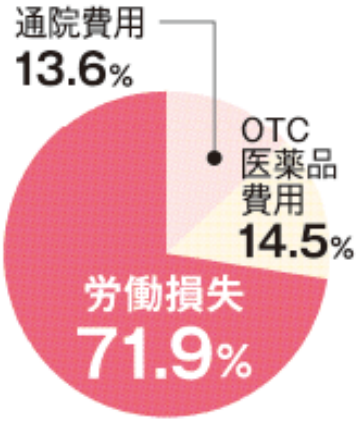

内　訳	推計額
通院費用	930億円
OTC医薬品費用	987億円
労働損失	4,911億円
総　計	6,828億円

OTC 医薬品：一般用医薬品

Tanaka E, Momoeda M, Osuga Y et al. J Med Econ 2013; 16(11): 1255-1266に基づき作成。

職場における女性の健康に関する現在の課題

女性が比較的多い職種における課題
例）接客業・立ち仕事・コールセンターなどの職種におけるメンタルヘルスや喫煙率の増加など

月経における課題
例）プレゼンティーイズムの損失やリテラシー不足など

女性特有の疾病における課題
例）仕事との両立や婦人科検診の有無など

妊娠・出産における課題
例）キャリアチャンスの喪失など

更年期障害における課題
例）仕事や介護との両立や職場におけるチャンスの喪失など

可能性のある改善・効果

- アブセンティーイズムの改善
- プレゼンティーイズムの改善
- 長期的な人材活用
- エンゲージメントの向上

健康経営銘柄選定における女性の健康の重点化

- 平成29年度健康経営度調査における「女性の健康保持・増進に特化した施策」に関する設問への回答結果は以下のとおり。回答企業のうち、8割以上の企業が妊娠中の従業員に対する配慮の明文化など、取組を行っている。
- 一方で、昨年度実施した「働く女性の健康推進に関する実態調査」においては、女性の健康に関するリテラシーの向上や女性特有の健康課題に対応する相談窓口の必要性についての示唆が得られているため、平成30年度健康経営銘柄の選定基準において「女性の健康保持・増進に向けた取り組み」を追加するとともに、「女性特有の健康課題に関する教育機会の設定」に係る設問を追加。

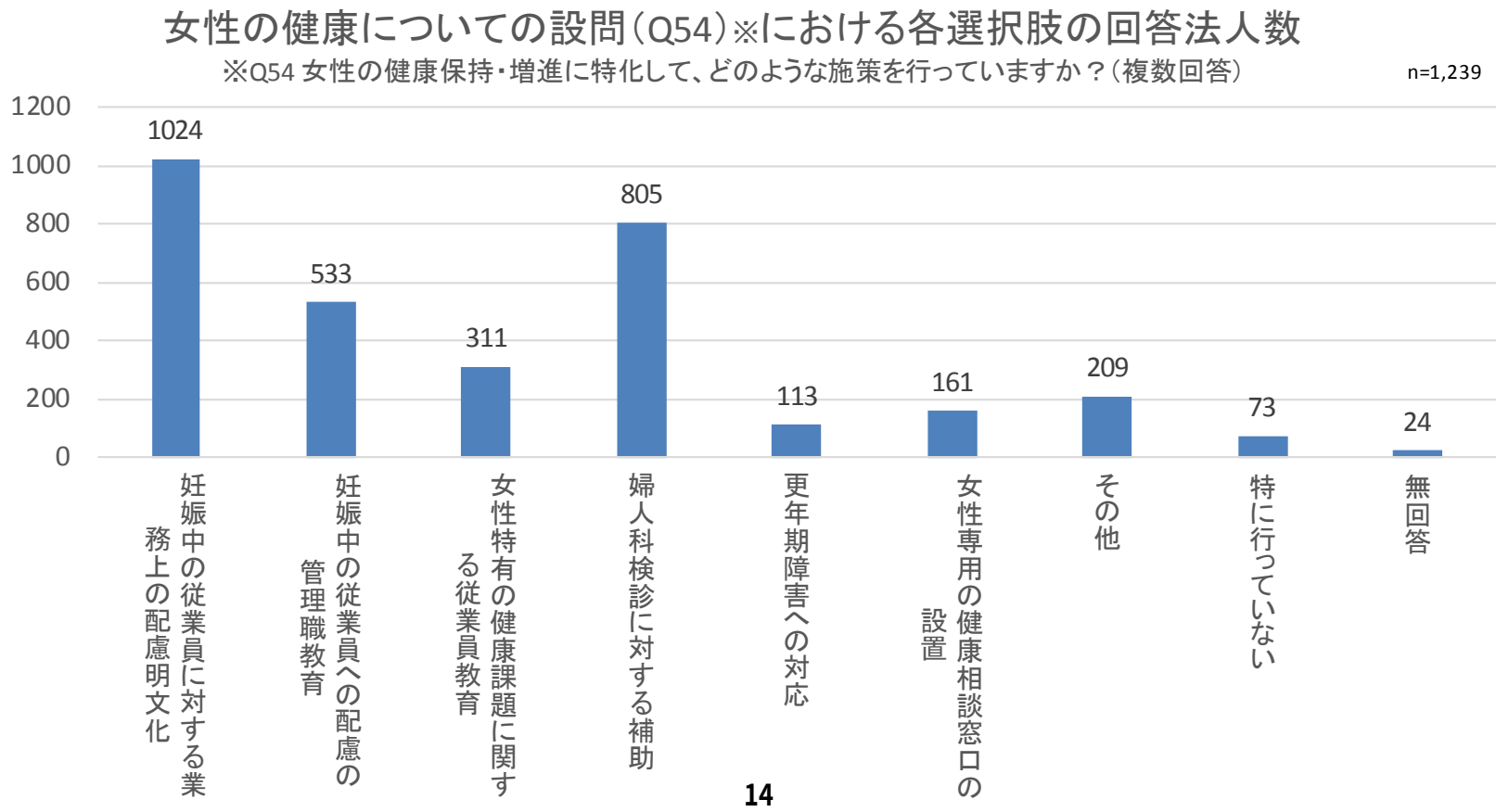

健康経営銘柄2019選定基準

大項目	中項目	小項目	評価項目	認定要件
1．経営理念(経営者の自覚)			健康宣言の社内外への発信（アニュアルレポートや統合報告書等での発信）	必須
2．組織体制		経営層の体制	健康づくり責任者が役員以上	必須
		保険者との連携	健保等保険者と連携	
3．制度・施策実行	従業員の健康課題の把握と必要な対策の検討	健康課題の把握	①定期健診受診率（実質100%）	左記①～⑮のうち12項目以上
			②受診勧奨の取り組み	
			③50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施	
		対策の検討	④健康増進・過重労働防止に向けた具体的目標(計画)の設定	
	健康経営の実践に向けた基礎的な土台づくりとワークエンゲイジメント	ヘルスリテラシーの向上	⑤管理職又は従業員に対する教育機会の設定 ※「従業員の健康保持・増進やメンタルヘルスに関する教育」については参加率（実施率）を測っていること	
		ワークライフバランスの推進	⑥適切な働き方実現に向けた取り組み	
		職場の活性化	⑦コミュニケーションの促進に向けた取り組み	
		病気の治療と仕事の両立支援	⑧病気の治療と仕事の両立の促進に向けた取り組み(⑮以外)	
	従業員の心と身体の健康づくりに向けた具体的対策	保健指導	⑨保健指導の実施及び特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み ※「生活習慣病予備群者への特定保健指導以外の保健指導」については参加率（実施率）を測っていること	
		健康増進・生活習慣病予防対策	⑩食生活の改善に向けた取り組み	
			⑪運動機会の増進に向けた取り組み	
			⑫女性の健康保持・増進に向けた取り組み	
		感染症予防対策	⑬従業員の感染症予防に向けた取り組み	
		過重労働対策	⑭長時間労働者への対応に関する取り組み	
		メンタルヘルス対策	⑮メンタルヘルス不調者への対応に関する取り組み	
		受動喫煙対策	受動喫煙対策に関する取り組み	必須
	取組の質の確保	専門資格者の関与	産業医又は保健師が健康保持・増進の立案・検討に関与	
4．評価・改善		取組の効果検証	健康保持・増進を目的とした導入施策への効果検証を実施	必須
5．法令遵守・リスクマネジメント			定期健診を実施していること(自主申告)	必須
			健保等保険者による特定健康診査・特定保健指導の実施（自主申告）	
			50人以上の事業場におけるストレスチェックを実施していること(自主申告)	
			従業員の健康管理に関連する法令について重大な違反をしていないこと(自主申告)	